

(様式第2号)

団体概要書

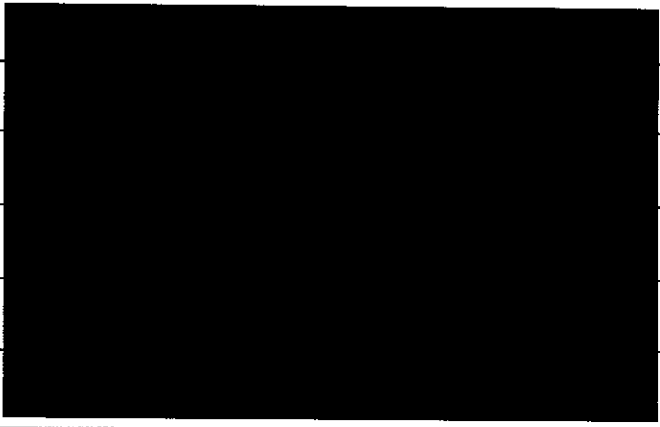
団体の名称	特定非営利活動法人 <small>おおぞらじゆく</small> 宙塾
団体所在地	奈良県奈良市北永井町12-1
活動の開始年月	2000年 12月
法人格	<input checked="" type="radio"/> あり・申請中・なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	2001年 5月 16日 所轄：奈良県
活動分野 (主なもの3つ程度まで に○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 <input checked="" type="radio"/> 9. 文化・芸術 10. スポーツ <input checked="" type="radio"/> 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 <input checked="" type="radio"/> 18. 子どもの健全育成 <input checked="" type="radio"/> 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体の連携・支援 26. その他 ()
主な活動対象地域	奈良県内、奈良市
現在の活動内容	・菜の花プロジェクト 奈良市内の小学校、幼稚園等に菜の花プロジェクトを実施。種まき→菜の花祭り→刈取り→脱穀・搾油→世界遺産寺社へ油奉納 ・子どもの居場所づくり 奈良市内のふれあい会館で子ども教室を実施、大和郡山市の社会福祉会館での学習支援をサポート、宙塾事務所での学習支援 ・子どもおん祭 奈良県が世界に誇る伝統行事「春日若宮おん祭」の学習と勧進(募金)を行う活動 個人会員数 20人 : 団体会員 0団体 : 専従職員 2人無給
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	登記認証日 2001年(平成13年)5月28日 平成21年 大阪湾広域臨海環境整備センター環境保全市民活動助成 平成22年10月~24年3月 公募提案型奈良まほろばふるさと雇用再生特別対策事業委託(奈良県) 平成25年 子どもと大人でつくる地域のつながり事業(奈良県) 平成25年6月4日 奈良県知事より 奈良県環境保全功労賞の表彰 令和3~4年 奈良市子ども等の見守り強化事業 令和3年6月23日 小泉進次郎環境大臣より 環境保全活動の表彰
寄附者へのPR (寄附を活用して 取り組みたい活動内容)	・菜の花プロジェクト 地域の自然や文化を愛し、世界の平和を願う子どもを育てる環境啓発活動 ・子どもの居場所づくり・学習支援 子どもの自主性に任せて遊びや学習に寄り添う支援活動 ・子どもおん祭 「春日大社神官によるおん祭のお話 おん祭に関する展示・ビデオ上映、クイズラリー(おん祭クイズ)、おん祭に関連した「ぬり絵」「おり紙」などを通じての学習と勧進 上記の活動の持続・充実のため、皆様の温かいご支援をお願いいたします。

(様式第3号)

令和 5 年 12月 20日現在

団 体 役 員 名 簿

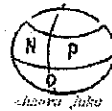
団体名： 特定非営利活動法人 おおぞらじゅく 宙塾

役 職 名	氏 名	住 所
理事長	黒飛 啓	
理事	大石 正	
理事	蔵前 拓也	
理事	石川 沙織	
理事	黒飛 実	
監事	阿南 雅昭	

(注) この用紙に記載された情報をPDF 化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

定 款

NPO 法人 **宙** おおぞら **塾**



〒630-8306

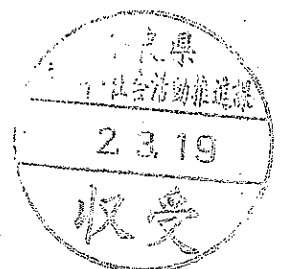
奈良県奈良市紀寺町 977-3

TEL : 0742-24-1618

FAX : 0742-24-2258

URL : <http://ohzorajuku.dip.jp/>

Mail : ohzorajuku@gmail.com



特定非営利活動法人宙塾定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人宙塾という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を奈良県奈良市北永井町12番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、奈良県の小・中学生に対し、地域の文化・歴史・伝統工芸・芸術などについて本物に触れる体験や、自然とのふれあい・農作業・物作りなどの実体験を通して豊かな知性や感性を広げ、また、心の教育・環境教育を進めていくとともに、広く奈良県民に対し、多くの人々との交流を図るための機会と場の提供に関する事業を行うことにより、人々の道徳心の向上や環境問題・人権問題・文化・芸術・自然に対する理解を深めることにより、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 文化の心を学ぶ事業
 - ② 自然と調和した生き方を学ぶ事業
 - ③ 自立的な学習を助け、広くておおらかな心を育む事業



- ④ 環境問題・環境改善運動などに対するメッセージを世間に広める事業
- (2) 収益事業
 - ① 環境改善商品販売事業
 - ② 農作物及び手作り作品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、経済的支援をするため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、会費として年額6,000円を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、会費として年額一口3,000円を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名



することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定款)

第13条 この法人に次の役員を置く

- (1) 理事 5人以上10人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。



(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上義務違反があったとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務執行のために必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

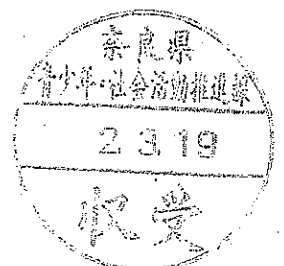
第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。



- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。



(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに理事に対して通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。



- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は



は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で定める者に譲渡するものとする。



(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

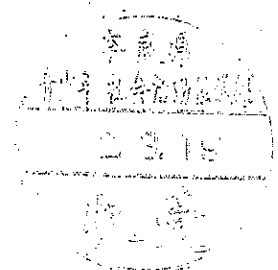
(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事長	黒飛 啓
副理事長	中山 善一
理事	植田 恭三
同	安谷屋 正巳
同	三浦 雅之
同	堀河 賀壽子
監事	奥田 裕
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の、設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。



令和4年度事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 宙塾

1 事業の成果

文化の心を学ぶ事業：

この事業としては、「子どもおん祭」が年間を通してのメイン事業になっている。今年もコロナ禍ということで、食品バザー、餅つき、のっぺい汁の振る舞い、手づくりゲームコーナー、ステージイベントなどは自粛し、子どもおん祭開会の儀、「春日若宮おん祭」について理解を深めることを目的にしたクイズラリー及び展示のみを行った。昨年度は初めに多くの人が集まり、しばらくの間、会場の市民ホールを80名以上が入る状態が続いたが、今年は最初から50～60人程度で、その後も空間的にゆとりのある中で均等に人が出入りする状態が最後まで続いた。例年通りクイズは初級編から中級・上級編と段階を経て難しいものを作ったが、「小さい子ども達にはどれも難しくてせっかく来たのにどれにも参加できない」との指摘があり、令和4年度は春日若宮おん祭に登場する稚児や行列に参加している馬などのぬり絵を作り、うまく色をぬれたら、クイズラリーでよい成績だった人と同様くじ引きが引けるようにした。小さい子どもを上の子と一緒に関連してきた家族も、「これなら参加できる」と大変好評であった。小さい子ども達も、おん祭に登場する人物などのぬり絵をして、楽しみながら親しみ学ぶことが出来た。来年度も塗り絵を充実していきたい。

自然と調和した生き方を学ぶ事業：

年間を通じて菜の花の栽培など農作業を体験するイベントや機会を地元の休耕田にて提供している。令和4年度は菜の花栽培を通じて、自然のものはごみなどでないで、土からとった植物の種柄や茎の部分、搾油のあとの油かすなどは全て土に戻すことで、微生物や小生物がそれらを分解し、植物にとってよい成分・栄養にしてくれることを説明した。また15年間以上農薬や化学肥料を使わない農地にはミミズ、カエル、ザリガニ、カブトエビ、ゲンゴロウ、土蜘蛛、カブトの遙でゆう(腐葉土の中)など様々な生物が生息しており、子ども達は夢中でそれらの生物を捕まえていた。小宇宙のように循環のシステムが成り立っているこのような場所で農ザ行をしたり遊んだりすることは、子ども達にとっても貴重な大権の場となっている。このような体験をする場所がどんどん減ってきているので、ぜひこういう体験を多くさせたいという保護者の声が聞かれた。

自立的な学習を助け、広くおおらかな心を育む事業：

奈良県子ども家庭局『ひとり親家庭 子どもの「心と学び」サポート事業』が終了して、5年目になるが、今年も引き続きサポートを受けられなくなった児童たちを宙塾で支えた(奈良市佐保川ふれあい会館)。県の事業から大和郡山市の事

業に移行した事業についても、子ども達へのサービスが途切れないように、引き続き大和郡山市社会福祉会館での事業をサポートをした。今年度は、中学3年生を無事志望校に合格させることが出来て、ほっとしている。卒業しても、無事高校へ進学した生徒たち2名が、引き続き高校を卒業できるようにと参加継続を希望してくれていることも、うれしいしやりがいを感じた。高校の部はあまり実績がないが頑張っていきたい。

環境問題・環境改善運動に対するメッセージを世間に広める活動：

菜の花エコプロジェクトを実施。奈良市地球温暖化対策地域協議会の環境教育プロジェクトの中で、菜の花プロジェクトを推進していくための支援を行い、今年も薬師寺や東大寺、春日大社、興福寺など17の寺社への菜種油の灯明油として奉納した。また、奈良県環境県民フォーラムの自然環境分科会「やまと菜の花ねっと」として、桜井、葛城、追分、北永井、天理の5フィールドが今年もお互いに情報交換をして、連携しながらプロジェクトを推進することが出来た。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
①文化の心を学ぶ事業	・子どもおん祭	12月4日	奈良市ならまちセンター	12	300	32
②自然と調和した生き方を学ぶ事業	・味噌づくり(コロナにより中止)	2月5日	奈良市 宙塾舎	0	0	0
③自立的な学習を助け、広くておおらかな心を育む事業	ひとり親家庭の子ども学習サポート	月曜日	大和郡山市社会福祉会館	302	375	1,494
	わくわく教室	水曜日	奈良市佐保川ふれあい会館	215	252	
	奈良市子ども見守り強化事業 わくわく宅食事業 ※委託事業	木曜日	奈良市内	60	200 家族	
④環境問題・環境改善運動などに対するメッセージを世間に広める事業	菜の花プロジェクト					63
	・菜の花祭り	4月16日	奈良市北永井町	22	35	
	・刈り取り	5月22日	奈良市北永井町	13	0	
	・脱穀	6月5日	奈良市北永井町	13	2	
	・堆肥まき	9月25日	奈良市北永井町	9	0	
	・堆肥まき	10月16日	奈良市北永井町	2	0	
	・苗移植&芋ほり	11月1日	奈良市北永井町	15	47	
	・追肥除草作業	12月4日	奈良市北永井町	10	0	
	・追肥除草作業	2月5日	奈良市北永井町	11	0	
	・除草作業	3月5日	奈良市北永井町	11	0	
	※その他 寺社へ菜種油の奉納					

(1) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
①環境改善商品販売事業						
②農作物及び手作り作品販売事業						

※令和4年度はその他の事業を実施していません。

令和4年度 活動計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 宙塾

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
受取会費	60,000	0	60,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
受取国庫補助金等	1,324,462	0	1,324,462
4. 事業収益			
(1) 特定非営利活動に係る事業収益			
文化の心を学ぶ事業収益	0		
自然と調和した生き方を学ぶ事業収益	0		
自立的な学習を助け、広くておおらかな心を育む事業収益	460,000		
環境問題・環境改善運動などに対するメッセージを世間に広める事業収益	155,000		615,000
(2) その他の事業収益			
環境改善商品販売事業収益		0	
農作物および手作り作品販売事業収益		0	0
5. その他収益			
雑収入	0	0	
受取利息	6		6
経常収益計	1,999,468	0	1,999,468
II 経常費用			
1. 特定非営利活動に係る事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	
給料手当	384,126	0	
通勤手当	0	0	
法定福利費	906	0	
福利厚生費	0	0	
	385,032	0	385,032
(2) その他経費			
謝金	278,750	0	
会議費	932	0	
地代家賃	0	0	

広告費	0		
諸会費	0		
需要費	0		
搾油費用	0		
雑役務費(神饌料)	0		
支払手数料	0		
租税公課	0		
什器備品費	0		
車両運搬具	0		
減価償却費	0		
管理費計	584,811		
経常費用計	584,811		584,811
	2,176,386	0	2,176,386
III 経常外収益			
1. 過年度損益修正益	33833	0	
2. その他経常外収益		0	
経常外収益計			
経常外収益計	33,833	0	33,833
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
2. その他経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
税引前当期正味財産増減額			-143,085
法人税・住民税及び事業税			0
当期経常増減額			-176,918
当期正味財産増減額			-143,085
前期繰越正味財産額			-4,085,835
次期繰越正味財産額			-4,228,920

これは当法人の特定非営利活動に係る活動計算書に相違ありません

令和5年3月31日

特定非営利活動法人 宙塾 理事長 黒飛 啓

令和4年度 貸借対照表

令和5年3月31日現在

特定非営利活動法人 宙塾

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	146,704		
普通預金	227,098		
未収金	0		
前払費用	0		
流動資産合計		373,802	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品	0		
有形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
保証金	60,000		
権利金	0		
投資その他の資産計	60,000		
固定資産合計		60,000	
資産合計			433,802
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	279,446		
預り金(源泉)	0		
流動負債合計		279,446	
2. 固定負債			
長期借入金	4,383,276		
固定負債合計		4,383,276	
負債合計			4,662,722
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産額	-4,085,835		
当期正味財産増減額	-143,085		
正味財産合計			-4,228,920
負債及び正味財産合計			433,802

これは当法人の特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表に相違ありません

令和5年3月31日

特定非営利活動法人 宙塾 理事長 黒飛 啓

令和4年度 財産目録

令和5年3月31日現在

特定非営利活動法人 宙塾

(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	10,612	
手元現金(わくわく)	136,092	
ゆうちょ銀行預金	57,055	
ゆうちょ銀行預金(わくわく)	170,043	
未収金	0	
前払い費用	0	
流動資産合計		373,802
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	0	
什器備品	0	
有形固定資産計		
(3) 投資その他の資産		
保証金	60,000	
権利金	0	
投資その他の資産計	60,000	
固定資産合計		60,000
資産合計		433,802
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払い費用	279,446	
預り金(源泉)	0	
流動負債合計		279,446
2. 固定負債		
長期借入金	4,383,276	
固定負債合計		4,383,276
負債合計		4,662,722
正味財産		-4,228,920

上記は当法人の特定非営利活動に係る事業会計財産目録に相違ありません

令和5年3月31日

特定非営利活動法人 宙塾 理事長 黒飛 啓

計算書類の注記

特定非営利活動法人 宙塾 令和4年度

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込処理方式によっています。

2 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	文化の心を学ぶ事業	自然と調和した生き方を学ぶ事業	自立的な学習を助け、広くておらかな心を育てる事業	環境問題・環境改善運動などに対するメッセージを世間にも広める事業	特定非営利に係る事業部門計	環境改善商品販売事業	農作物および手作り作品販売事業	その他事業部門計	管理部門	合計
	栄心塾	宙塾	あすか塾	環境		販売(環境)	販売(農作物等)		管理	
I 経常収益										
1. 受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	60,000	60,000
2. 受取寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 受取民間助成金 受取国庫補助金等	0	0	1,324,462	0	1,324,462	0	0	0	0	1,324,462
4. 事業収益	0	0	460,000	155,000	615,000	0	0	0	0	615,000
5. 雑収入 受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6
経常収益計	0	0	1,784,462	155,000	1,939,462	0	0	0	60,006	1,999,468
II 経常費用										
(1) 人件費										
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	0	0	384,126	0	384,126	0	0	0	0	384,126
通勤手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法定福利費	0	0	906	0	906	0	0	0	0	906
福利厚生費 人件費計	0	0	385,032	0	385,032	0	0	0	0	385,032
(2) その他経費										
謝金	0	0	278,750	0	278,750	0	0	0	0	278,750
会費	0	0	0	932	932	0	0	0	0	932
地代家賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水光熱費	0	0	0	0	0	0	0	0	171,575	171,575
通信費	0	0	61,991	0	61,991	0	0	0	204,540	266,531
貸借料	0	0	32,300	5,000	40,300	0	0	0	0	40,300
リース料	0	0	0	0	0	0	0	0	208,596	208,596
修繕費	0	0	0	22,550	22,550	0	0	0	0	22,550
旅費交通費	0	0	211,127	0	211,127	0	0	0	0	211,127
パソコン関連費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保険料	0	0	2,240	0	2,240	0	0	0	0	2,240
消耗品費	0	0	355,444	22,451	377,895	0	0	0	0	377,895
印刷製本費	0	0	4,600	9,846	14,446	0	0	0	0	14,446
通信運搬費	0	0	768	3,180	3,948	0	0	0	0	3,948
図書購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広告費	0	0	25,000	0	25,000	0	0	0	0	25,000
雑会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徴収費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
搾油費用	0	0	0	162,984	162,984	0	0	0	0	162,984
雑務費(神饌料)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支払手数料	0	0	4,060	320	4,380	0	0	0	0	4,380
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
什器備品費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
車両運搬具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他経費計	0	0	978,280	230,263	1,208,543	0	0	0	584,811	1,791,354
経常費用計	0	0	1,361,312	230,263	1,591,575	0	0	0	584,811	2,176,386
当期経常増減額	0	0	423,150	-75,263	347,887	0	0	0	-524,805	-176,918